

暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム (公共事業からの暴力団排除)の検討状況について

資料2-2

暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム

平成18年6月20日 第7回犯罪対策閣僚会議において設置指示

平成18年7月21日 関係省庁申し合わせ

1. 基本的な考え方

～ 公共事業から暴力団を排除する意義

- ① 自由で公正な社会の実現
- ② 発注者や受注者の安全確保
- ③ 公共資金の暴力団への流出防止
- ④ 暴力団の資金源の遮断

2. 現状認識

暴力団による公共工事への介入の具体的な態様として、次のような例が見られる。

- ア 暴力団員が、受注者等から、施工方法等に因縁を付け地元対策費等の名目で金銭を喝取する。
- イ 暴力団に資金提供等を行っている暴力団関係企業が、公共工事の受注や下請参入等を行う。
- ウ 談合に応じない者に対して暴力団員が圧力を加えたり、談合を容認する見返りとして暴力団が請負金額の一定割合を上納させたりする。

4. 今後の方針

- (1) フォローアップ：各省庁の取組の実施状況等をフォローアップ。
- (2) 継続的検討：公共事業から暴力団を排除するための施策について、引き続き幅広く検討。

3. 対策

上記のような現状認識の下、国土交通省や一部の地方公共団体において、既に取り組みされている施策を、あらゆる公共工事に拡大することが暴力団排除対策を推進する上で有効であることから、当面、進めるべき施策として以下のとおり取りまとめた。

(1) 政府の取組

政府において、以下の取組を進めるものとする。

① 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化

各省庁は、その発注する公共工事について、暴力団関係業者等の排除対象を明確化するとともに、警察からの排除要請等の手続について、警察との連携を強化する。

② 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

各省庁は、公共工事の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。また、警察においては、通報を受理した場合には、迅速かつ確実な取締りや万全な保護対策等の徹底を図る。

(2) 独立行政法人等の取組の促進

独立行政法人等の国の関係機関においても、上記(1)と同様の取組が講じられるよう、関係省庁は所要の指導、要請等を行うものとする。

(3) 地方公共団体の取組の促進

地方公共団体においても、できる限り上記(1)と同様の取組が講じられるよう、国は地方公共団体と連携を強化するものとする。